

交通安全情報

令和4年夏
警視庁交通部

これは飲酒運転です



あれ？さっき、お酒を飲んで
いましたよね。

**電動キックボードは
バイクですよ!!**

**酒気を帯びた状態で
運転することはできません！**



道路交通法第65条では

「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあります。アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させ、運転に影響を及ぼします。

電動キックボードも**飲酒運転禁止**です。

飲酒運転は、**運転免許の停止・取消し**の対象です。

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

